

## 平成28年白老町議会決算審査特別委員会会議録（第3号）

平成28年 9月15日（木曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午後 1時07分

---

### ○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	山田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	広地紀彰君	委員	吉田和子君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	本間広朗君	委員	西田祐子君
委員	松田謙吾君	委員	前田博之君
議長	山本浩平君		

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	岩城達己君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	岡村幸男君
財 政 課 長	大黒克巳君
経 済 振 興 課 長	森玉樹君
経済振興課港湾室長	赤城雅也君
農 林 水 産 課 長	本間力君
生 活 環 境 課 長	山本康正君
町 民 課 長	畑田正明君
税 務 課 長	久保雅計君
健 康 福 祉 課 長	下河勇生君
高 齢 者 介 護 課 長	田尻康子君
建 設 課 長	竹田敏雄君
上 下 水 道 課 長	工藤智寿君
学 校 教 育 課 長	岩本寿彦君
学校教育課食育防災センター長	葛西吉孝君
生 涯 学 習 課 長	武永真君

病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君
財政課主幹	富川英孝君
町民課主幹	濱口敦子君
町民課主査	齊藤大輔君
健康福祉課主幹	竹内瑠美子君
建設課主幹	舛田紀和君
建設課主幹	河原井久生君
上下水道課主幹	庄司淳君
上下水道課主幹	斉藤誠一君
学校教育課食育防災センター主査	久末雅通君
生涯学習課主査	浦木学君
町立病院主幹	村上弘光君
介護老人保健施設主任技師	木村英敏君
代表監査委員	菅原道幸君
監査委員	大淵紀夫君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

---

◎開議の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより決算審査特別委員会を再開いたします。

再開に当たり、一言委員長より申し上げます。答弁に当たっては、質問の要旨を的確に捉え、簡潔明瞭に答弁するよう委員長より改めてお願いをいたします。

（午前10時00分）

---

◎認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

○委員長（小西秀延君） それでは、昨日に引き続き一般会計の審査を行います。

昨日の10款教育費における前田博之委員の質疑に対する答弁が保留となっておりますので、町側の答弁から再開いたします。

まず最初に、安藤教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長（安藤尚志君） 大変貴重なお時間をおかりして、前田委員初め各委員の皆様にご迷惑に2点についておわびを申し上げたいというふうに思います。

1点目は、昨日の議会の進行、運営についてであります。いただいたご質問に対して正対した答弁をすることができず、議会の進行、運営に大変多くのご迷惑をおかけいたしました。また、混乱を招いたことを大変深く反省しております。今後委員の皆様にご理解をいただくような答弁に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、除草剤の件についてであります。昨日課長より散布を行っていないとの答弁をいたしました。その後改めて確認をいたしましたところ、散布の事実が明らかになったところでございます。十分な確認がとれないまま答弁に至ったことに対して、重ねておわびを申し上げます。また、町内外から多くの方が訪れる史跡において、理由を問わず除草剤を使用したことは極めて不適切な対応であったというふうに考えております。今後こうしたことが行われぬよう、職員あるいは作業員含めて指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上2点について申し上げましたが、教育委員会事務局の責任者として改めて私自身指導力不足を痛感しているところでございます。今後は、信頼される教育委員会を目指して、職員一同一層努力してまいりたいと考えております。どうぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 引き続き答弁をお願いいたします。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） おはようございます。昨日の教育長より今ご報告、おわび申し上げましたけれども、陣屋跡での除草剤の使用についてでございます。使用につきましては、草刈り機、草払い機が入ることのできない遊歩道の一部と屋敷跡を中心に使用があったということを確認いたしましたので、ご報告させていただき、訂正もさせていただきたいというふうに思います。大変に申しわけありませんでした。

それでは、町民温水プールに係る答弁漏れの3点につきましてお答えさせていただきます。まず、

1点目の基準管理費用についてであります。基準管理費用は、指定管理者に対してまちが支払うべき管理費用の基準となる額でありますことから、リスク分担表に定められたものを除き、基本的には変更されるものではないという考えであります。このことから、5年間の基準管理費用1億3,022万円に対し、28年度は既に2,807万8,000円で年度協定しており、基準管理費用を既に1,447万965円超えているというようなこととなります。基本的にリスク分担表に定める要因以外でこの基準管理費用の総額を超えないというのがまちの考え方でございますので、今後指定管理者と協議を行い、対処してまいりたいというふうに考えております。

2点目の勤務時間内における指定管理職員の自主事業等への関与についてであります。これらにつきましては、事実を私どもで把握していますことから、指定管理者と相談し、精査するとともに、指定管理のあり方も含めて検討していきたいというふうに思っております。

続いて、3点目の燃料費、光熱水費につきましては、本来はリスク分担表の物価変動に当たりますので、指定管理者の負担になるものではありません。しかし、通常の見積の範囲を超えた高騰があったため、まちで負担を行うことといたしまして、指定管理者と再契約を交わしたものであります。また、燃料費以外にも、もともと基準管理費用にない修繕費や備品購入費によりまして358万6,000円を指定管理料として支出しております。今後は、リスク分担表を含め精査した中で整理させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 町側から答弁がありました。前田委員、引き続き質疑はございますでしょうか。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 除草剤の件ですけれども、わかりました。ただ、虚偽の答弁ということになると非常にゆゆしいことなのです。これは、やっぱり大きな責任問題にも発展する可能性もありますので、答弁というのは応答責任のもと、じっくりと精査した中で答弁するというところに気をつけていただきたいなど、こう思います。また、議会軽視にもなりますので、その辺はお互いに十分に認識する必要あるかなと思いますので、この辺についてももし見解があれば、お伺いします。

それで、プールの関係になります。3点答弁いただきましたけれども、大体内容については理解します。それで、きのうの答弁で途中で休憩されて最後までいっていませんので、今の答弁に対して確認の意味で質問をしていきたいと思っておりますので、それでよければ、それだということで答弁願いたいと思っております。

今答弁いただきましたけれども、公募型の指定期間の指定管理委託料総額の上限に関しては理解をいたしました。しっかりした対応を、これをもとにして指導していただきたいと思っております。それで、今課長も答弁しましたけれども、基準管理費用とは指定管理者に対して町が支払うべき管理費用の基準となる額であると、こう言いました。言いかえると、5年間の指定管理委託料の額という認識でよろしいですね。それで、基準管理費用、すなわち指定管理料は指定期間の総額の上限額を定めたということでもよろしいですね。その辺後で答弁いただきます。

それで、5年間の基準管理費用です。すなわち指定管理料1億3,022万2,000円、これ1年に換算すると2,604万4,000円になります。それで、今各年度の超過額が答弁ありましたので、そういう額

にも超過して支払われているということが今答弁で事実としてわかりました。そこで、答弁もありましたし、私も今確認できましたが、指定管理料は指定期間の総額の上限額を定めている。それと、もう一つは、この公募するに当たって、町として規定かな、規則か何かあるのですけれども、白老町公の施設の指定管理候補者選定委員会である。この委員会で候補者選定の審査基準であるのですよ、こういうのがたくさん。その中に一つ、この項目あるのです。収支計画の実現可能性に問題はないか、この項目あります。当然指定受けていますから、これをクリアして選定されているのです。この部分が非常に重要なのです。それで、今答弁ありましたから、それ以上言いませんけれども、そういうことで担当のほうは改めて精査すると言いますけれども、私からも、現在の指定管理は28年度で終了するのです。最終年度の予算です。そうすると、27年までの超過支払い額1,447万円と言いましたよね、及び28年度分の指定管理委託料を改めて精査し、何らかの手だてをするということによろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 私のほうからは答弁のあり方と除草剤について答弁させていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおりでございまして、答弁するに当たって説明員としての準備あるいは対応について大変不十分なところがあったというふうに考えております。また、除草剤の使用については、今これだけ環境問題や、あるいは安全、安心という問題が大変大きな課題となっている中で、史跡という、そういう特色、あるいは多くの方が訪れる場所を考えたときに、除草剤の使用というのは極めて不適切であったというふうに考えておりますので、これについては今後このようなことがないように十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） まず、指定管理費用についてでございますけれども、年間2,604万4,000円、そして5年間の基準管理費用総計が1億3,022万円ということで、まちが支払う額の上限かということでございますけれども、基本的にはそのようには押さえておりますが、物価変動ですとか、その他のリスク分担によりましては若干上下する。上がることもあるのかなというようなことでは基本的には押さえているところでございます。

それと、公の施設の白老町選定委員会の審査基準ですけれども、収支計画の実現可能性を必ずその基準の一つにしておりますので、そこら辺については改めまして見きわめるとともに、来年度から5カ年そういうことで開くということになりますので、そこら辺は選定委員会のほうとも、また所管する課とも話し合いながら、しっかり見きわめていきたいというふうに思っております。

28年度の超過している分につきましては、今後指定管理者と直接協議をさせていただいた上で、何らかの措置はさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 27年までの超過支払い分、それと28年度分あわせて今答弁ありました。ぜひその部分については議会等に結末を、てんまつを報告をしていただきたいと思います。

次に、2問目です。町の指定管理している人件費の負担区分、これについては今答弁ありまして、もう一度確認をいたします。ということは、自主事業の水泳教室の指導を全て外部水泳指導員で行

われていれば問題ありません。しかし、今実態について把握された答弁がありましたけれども、まず自主事業の水泳教室の指導は全て外部指導員では行われていないということでもいいですか。それと、もしそうであれば、温水プールの職員が勤務の拘束時間に受講料を取っている自主事業、教室等の指導員として従事しているということで今答弁ありました。間違いないか。そうすると、その答弁を踏まえて、プール職員が勤務時間内に職務を離れ、自主事業に従事しているとしたら、これはやっぱり問題だと思います。この辺です。それと、そういう事実があったとしたら、その職員に対する給料の減額対象や支給方法について町としてどのような取り扱い、判断を下すのか、まずそこを伺います。

次に、今課長はリスクと、こう言っています。いいのです。そこで、お聞きします。管理運営に関する規定の第24条、きのうも言っています。指定管理の変更、これはこう言っているのです。指定期間中に賃金水準、または物価水準の変動により、当初合意された指定管理料が不適切となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものと規定されているのです。課長は何回もリスク、リスクという言い方をするのだけれども、その辺のことが理解できませんけれども、協定書にちゃんと書いているのです。そこで、協定書24条の条文で言っている変動をどのように解釈していますか。普通協定書、我々来て何かをつくるときに当然逐条解説して、文言の解釈、そういうことが誰にかわっても誤らないように整理されてあります。そうすると、今課長はリスクを除く、どういう意味でしょうか。この管理協定の24条には私が言ったような言い方をちゃんと明記しているのです。それは、一般的な常識の中で十分に判断されると思いますけれども、その辺の整合性はどうなりますか。担当課長、そういう物の言い方するとそのときの使い方によってまたきのうみたい議論になるのです。これちゃんと教育長に整理して答弁しておいてもらいたいと思います。そうでないとまた、今公の場で言っていますから、私こう言ったのだよといって拡大解釈広がることあるのです。この24条の物価変動、賃金水準変動というのをちゃんと解説しておかないと、担当かわるし、別な形で質問する人の解釈によってはいいという場合もあるかわからないのです。これは、ちゃんと共通認識しておかなければ、財政支出ですから公的なお金を使うのです。そういうことをまずお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、基準管理費用において指定管理者がまちの基準、人件費の基準を200万円上回る1,653万7,000円を計上していたというようなことで、それについてまちは認めたのかどうかということですが、まず……

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（武永 真君） 基本的にきのうの前田委員からのお話の中で、一応1,653万7,000円については……

〔「質問趣旨が違うでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） かわって安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 勤務時間中における自主事業をしていた職員の給与の取り扱い方、判断についてでございますけれども、一般的には本来の職務が行われることが第一義でありますので、

そこの部分は教育委員会としてはそういう実態があるということについては理解はしてはしておりますが、それが細かく例えば何時間ぐらいそういう業務を行っていたのかとか、あるいはそれは1週間や1カ月でどれぐらいの時間行われていたのかとか、そういった詳細についてはまだまだ承知していない部分がございますので、これらについては指定管理者のほうの担当者ともう一度その詳細についてまず確認をさせていただいて、その中で今委員からご指摘がありましたようなどというような今後対応ができるのかということについて協議をしてみたいというふうに考えております。

2点目のリスク分担の部分でございます。この変動の解釈のご質問だと思いますが、一般的にはこれらの解釈としては燃料、電気などの光熱費を指すものというふうに理解をしております。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 指定管理ということで、個別の施設の指定管理については担当課ということになりますけれども、全体の指定管理の考え方というのは行政改革のほうで整理をしたという経過がございますので、その辺を含めてちょっと私のほうで答弁をさせていただきます。

それで、前田委員の今のご質問というのは、自主事業をやる際の経費をどう見たらいいのかということだと思います。当然自主事業をやる場合の経費がかかりますし、その中には人件費も入ると、それをどう見るかということだと思います。そのことは、自主事業をやる際にどこもやっぱり懸念されるというか、問題になるというか、整理をしておかなければならない、基本的に整理をしておかなければならない事項だと。それが今回整理がきちっとされないまま行ったことによって、前田委員のほうからどうなっているのだという、こういうご質問だというのが基本だと思います。

それで、経費を委託料に含めて支出することが可能かということになるかだと思います。この考え方は、公の施設がどのような効用を高めるかということとは実は非常に大事でして、そもそも指定管理制度の考え方というのは効用を高めるということが目的なものですから、効用を高めることに自主事業が合っているのであれば、それに対する経費は基本的に協議の上、見ることは可能だという、こういう解釈が成り立つのです。これが基本です。しかし、そのことをちゃんと協定して、きちっと協議して決めておくということが大事なことで、これをその時々で判断を変えたり、もしくは要求に応じてそのことを支出するだとかということでは、前田委員がおっしゃるとおりどうなっているのだという、こういうことが出てきますので、そこはきちっと協定の中で考え方を整理して、自主事業としてはこういうことをやる、そのための経費としてはどういう見方をすべきかということをしきりと協議する。このことをやることによって、当然説明責任が保たれる。そういうことで今後私どもも指定管理全体を見る立場として個々の施設の指定管理に対してそのような取り扱いをするように特に注意を促したいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、質疑が3回超えておりますので、まとめて簡略にしてお願いいたします。

○13番（前田博之君） だめだ。問題が問題でしょう。

〔「そんなの3回でやれる問題でない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 申し入れ……

○13番（前田博之君） いや、3回は……

○委員長（小西秀延君） 皆さんで協調してやっておりますので、ご協力お願いします。

○13番（前田博之君） 協調という言い方ないでしょう、俺協調していないの。そういう言い方、3回は原則だから、物によってはいいと言っているでしょう。

○委員長（小西秀延君） 公平性がありますので、そういう意味です。

〔「何言っているんだ」と呼ぶ者あり〕

○13番（前田博之君） 協調という意味、私言われましたけれども、協調していないということになりますか。

○委員長（小西秀延君） いいえ、公平性です。訂正させていただきます。

○13番（前田博之君） それで、今総務課長から答弁ありましたけれども、それは十分理解します。そうだと思います。ただ、私が今回言っているのは、このようにちゃんと管理料の資料もらっていますけれども、この中でいろいろな事業やっているのです。自主事業以外のこともやっているのです。これについては、私はちゃんと理解しているのです。この部分については、入館料取って、その中で自主事業といいながら、水泳の愛好者、底辺を広げる、健康を促進する。そのためにやっている。出ている。これはいいのです。これは何も否定していません。しかし、自主事業として受講料を取って押さえている分について私言っている。協定の中で、だから自主事業は本事業にはかかわらないで別に影響与えないでやりなさい、こう言っているから、そういうことを言っていますので、それについて今答弁でわかりましたので、十分協議されてほしいと思います。

これで最後にします。それで、これまで議論してきましたけれども、総括として改めてお聞きします。それで、同じ数字使いますが、今後の云々ではなくて、今現在の部分でお話ししますが、5年間の指定管理料が1億3,022万円で、単年度は2,644万円ですと、こうなっています。答弁もありましたけれども、この4年間で、提出された資料を積算して累積すると4年間で1億1,706万3,000円が支払われています。そうすると、単年度で平均すると2,926万6,000円になっているのです。そうすると、総額の1億3,022万2,000円から1億1,006万3,000円を差し引くと、最後の5年間の28年の残りの経費は1,315万7,000円になります。多少さっきの数字とちょっと違うところあるかもしれない。私の計算では残りは1,315万7,000円になります。ということは、ご承知のとおり、これまでの4年間で単年度の指定管理料が超過しています。答弁であっても認めています。

そこで、28年度の予算には温水プールの指定管理委託料は明記されていないのです。これは体育館の委託料と一緒にありますからわかりません。そこで、27年度決算までに支払われた指定管理料をもとに最終年度である28年度予算で私は調整されると思います。さっき言ったように物価水準変動、教育長も燃料等々言いました。もともとです。燃料等々については、ご存じのとおりその年度で補正予算で全て整理、27年度のこの資料見てもらってもわかるように、歳入歳出で調整していますから、それはこの管理料に該当するかどうかということでもあります。そういうことで、多分最終年度である28年度調整されると思いますけれども、指定管理料の残金、これ私の計算した部分ですよ、1,315万円であります。そうすると、予算執行上、そして5年間の指定管理料総額の観点から、どのような措置を28年でとられるのか、それを聞いて、答弁してください。

○委員長（小西秀延君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいま5年間の管理費にかかわって、今年度は残り1,300万円だよとい

うお話だったと思います。確かにそこは目標としておりますので、まず教育委員会の立ち位置としてはこの部分はきちんと指定管理の業者に伝えていきたいなというふうに思っております。ただ、現実的にこれまで3,000万円近い運営費が行われてきた部分がございますので、一概に全てこの半分以下で全部できるかという部分についてはこの場でお約束することはできませんけれども、教育委員会の立ち位置については今お話あったように企業努力をしながら、これに限りなく向けていくような働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） それでは……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 引き続きどうぞ。

○教育長（安藤尚志君） 失礼しました。

最後のご質問でございましたので、改めて今回の教育委員会にかかわる指定管理の部分でご指摘いただきました内容については、十分担当含めてこれまでの反省踏まえながら今後の指定管理のあり方について生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） まず、今回のご質問に対しての不手際、大変申しわけなく、おわびを申し上げます。

指定管理につきましては、民間のノウハウを十分取り入れる中で業務の効率化だとか、それから財政の削減だとか、そしてさらには施設の使用の活性化等々を含めて考えていかなければならないことだというふうに押さえております。そのことがひいてはしっかりと町民サービスにつながっていく、そういう関係でなければ本来の指定管理の制度が生きてこないというふうなことを十分認識をして、今後指定管理の指定に当たってはきのうの議論含め、ご指摘をいただいたことを含めてしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

今教育長のほうから28年の温水プールに限っての押さえ方については、それぞれ町の負担部分、それから受託者の負担部分の精査を改めてしっかりする中で、今委員のほうからご指摘された部分をしっかりと進めてまいりたいなというふうなことで、町としてもそこにしっかりと携わってまいりたいと思いますので、さまざまな議論、それからお時間をいただいて、きょうのこの答弁につきましての不手際、改めておわびを申し上げますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして教育費に関する質疑は終了させていただきます。

次に、11款災害復旧費に入ります。主要施策等成果説明書は146ページから148ページまで、決算書は418ページから423ページであります。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これにて災害復旧費の質疑を終了いたします。

次に、公債費に入ります。主要施策等成果説明書は149ページから156ページまで、決算書は424ペ

ージから425ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、13款給与費に入ります。主要施策等成果説明書は157ページから158ページまで、決算書は426ページから429ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、14款諸支出金に入ります。主要施策等成果説明書は159ページから160ページまで、決算書は430ページから435ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、15款予備費に入ります。主要施策等成果説明書はございません。決算書で436ページから437ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これより歳入に入ります。一般財源にかかわる全般の審議に入ります。主要施策等成果説明書3ページから10ページまでの1、予算科目別比較表（歳入）、2、税収入に関する調べ、3、予算科目別比較表（歳出）、4、歳出財源内訳表についてであります。決算書は58ページから101ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計の決算に関する質疑が終わりましたが、歳入歳出決算において特に質疑漏れがあります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 質疑漏れではありませんけれども、財政健全化プランの進捗状況の部分でお聞きしたい部分ありますので、一応主要成果説明書では23ページの財産管理費の関連でお聞きします。それと、進捗状況は19ページです。

ライフサイクルコストについてであります。ここでは、19ページでは課題ということで載っていますけれども、これはずっと過去の財政健全化プランでも課題になっています。そこで、具体的に伺いますけれども、このライフサイクルコストについて今の食育防災センター建てたときに大いに議論したのです。そして、多分その計画の中にライフサイクルで旧給食センターの解体も含めて全部費用見ました。そして、私たちが議論したときには27年度に解体するという事になっていたはずで、それが予算づけもされていない。この進捗状況の中でも何も触れていない。ただ課題としてやりますと、有言実行になっていないのです。それと、答弁では多分公共施設等総合管理計画策定だと、考えますと言うかもしれませんが、時系列でいけば以前の問題なのです。約束しているのです。いつもこうやって言葉でライフサイクルコスト、言葉上は非常にすばらしい言葉使う

のだけれども、地に足ついていないのです。実行してないのです。給食センターについては約束したのですよ、27年度までにやりますと。そして、建設した。るるここで議論されましたよね。そういうことについてどのような整理をして、給食センターの解体はどうなったのか、その辺について伺います。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 食育防災センターの建設に当たりましてライフサイクルコスト等のさまざまな議論を議会とさせていただいたのは、私も十分承知してございます。その中で、27年度に解体というようなことで進めてきたということですが、現実的には解体も含めて27年度の予算編成の中でさまざまな内部の編成会議等を含めて議論した中で、27年度の事業費の財源枠等も含めて、最終的には解体に至らなかった。解体費用を捻出できなかったということがまずは一番の大きな原因かなというふうに思っております。

今後はということですが、実際解体に当たりましても財源の確保という部分が必要になります。現在、今前田委員のおっしゃられたとおり、公共施設等総合管理計画の中で、ここに除却すべき施設というものを計画の中に盛り込めば今後除却債という起債を発行できるということになってございまして、実際その起債を使うかどうかは今後の検討になりますが、旧給食センターに限らず、まだまだ2022年に向けまして解体しなければならない施設、遊休施設というのはまだまだございますので、その辺もこの計画の中に盛り込んで、年次計画の中で解体を進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 答弁では理解します。多分そうだと思います。ただ、個別事案としてこの給食センターについては議論したのです。そのとき今言った老朽化している施設、社台の公民館どうするとか、みんな議論されましたよね。だけれども、それは今言ったような全体の中で考えると。だけれども、給食センターについては建てる議論でしたよね、その中に議会もライフサイクルコストを出してくださいと、それがこれからの財政手法であるし、健全化プランでもうたっているでしょう、それやりましょうとみんなで合意したのです。27年度まで、ちゃんとはっきりして数字まで出しているのです。それで、全体でこれだけかかります。それを今みたい答弁では、理解しませんが、具体的に議会と町が議論をして、一つの到達点に達したものが今の理由だけでいいかどうかという問題があるのです。ほかの問題は理解します。計画つくると言っている。一つの大きなテーマとして浮かび上がって、現実に新しい施設を建てる時にそうしようと約束したのです。違いますか。その認識の深度、深さです。議会が言っていることと受ける部分、その辺どうかなということでもう一回確認だけしておきます。

○委員長（小西秀延君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 具体的なことについては、今財政課長のほうからご答弁申し上げたとおりでございます。ただ、全体的なことで委員のほうから今ご指摘されました議会と行政の約束事あり方についての町としての、行政としての認識の仕方について私のほうから申し上げたいと思います。

結論からいえば、その約束事を全くなかったかのように処理をしているという認識ではござい

せん。もちろんその約束があつての全体的な食育防災センターの建設であるということは、事実としてしっかりと認識はしております。ただ、なかなかその約束事に対しての実行としての部分が今財政課長のほうからあつたような理由でできなかったと、そういうことでございます。そのことについて先に、ご指摘の前に、こういうふうなことで27年度の中に予算編成をしたときにしっかりと議員の皆様方のほうにこちらのほうから事情を説明すればよかつたというふうに認識をしております。これからそのようなことのないように十分注意を図りながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。教育長の先ほどの前田委員の質問に関連して私は一言だけ言っておきたいのですが、簡単に言うと4年間で1億3,570万円損をしたということなのだ。契約と違うということなのだ。このことは恐らく新聞にも出るでしょう、あした。そうすると、町民から何と言われるかといったら、議会何やっているのだと、こう言われるのだ。間違いなく言われる。そのために議会がやっているのだ。私は、犯人探しを今改めてする必要はないと思うのだ。今まできちとした話聞いたから、犯人探しするわけではありません。それから、武永課長のいろいろな発言もあつたけれども、結果的には武永課長の責任ではないのだ。武永課長が引き継いできた、その以前からの問題なのだから。だから、犯人探しすれば古俣教育長のときからなのだ、こういうことになってしまうのだ。

ですから、私は犯人探しするわけではないけれども、ただ心配するのは、28年度、5年間の契約がありますよね、あの業者と。最後の運営費が2,926万6,000円かかるわけだ。だけれども、それを1,300万円調整するためにどうやって運営するかという、先ほどお話がありました。これも私は無理な話だと思う。これではあそこの運営が成り立たないと思う。ですから、悪いものは謝った。ですから、当たり前前の契約どおりのことをきちっとやっていく方法しかないのです。ですから、私は決して犯人探しのために言っているのではない。しかし、私は、委託業者がこの責任、これもないと思うのだ。話ししたら、金くれただけなのだから。足りないと言ったら、くれたのだから。もらったもの返すわけにはいかないのだよ、委託業者だって。これは、社会的にいても、私も事業者やっているけれども、こんなもの戻すとか、返すとかのことにはならないのです。なりません。ですから、私は先ほどから言っている犯人探しでなく、今後きっちり気をつけて、町民にこの説明だけはきちっと。議会も悪いのだよな、気がつかないの、監査委員も悪いのですよ、そう言ったら。監査委員何しているのだ、こういうことになるのだ。ですから、私はそういう意味で犯人探しはしないと言うけれども、先ほど気になったのはことしの予算の半分で事業者と話し合つてどう決めるかということには私はならないとだけは言っておきたいし、その辺武永課長だけ悪いのではないのだということも、武永課長は続きをやってきただけなのだから。ですから、そういうことをちゃんと認識しておかないと、悪者になる者ばかりなるのではなく、そして町民にきちっと説明をしていただきたい。これだけ申し上げておきます。

○委員長（小西秀延君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今松田委員のほうからご指摘いただいたこと、しっかりと胸に刻みたいと思っております。先ほど教育長、それから私のほうからもご答弁させてもらいましたけれども、

これまでの指定管理のあり方の部分で既にやってきたことはもちろんもう一回精査はしなくてはならないと思っていますけれども、28年の部分もこれから先ほど言ったように町の本当に負担しなければならない部分と、それと受託者のほうが持たなくてはならない部分の精査をする中で、残り1,300万円というふうなところには、それで全てをやっていくというふうな意味でのご答弁をしたつもりではなくて、町としてしっかりとした指定管理をしてもらうための部分を再度両者の面で精査をかけていく中でしっかりとした28年の指定管理料を出してまいりたいというふうに思っております。その辺のところの財政的な部分のところは、再度もう一回数字的な部分をしっかりと押さえて精査を図ってまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

○委員長（小西秀延君） 松田委員、よろしいですか。

○12番（松田謙吾君） 監査委員も一言言ったほうがいいよ。監査委員だって同じ責任あると思うから、あるといえば。きちっとしていないからこういうことになっているのだから。

○委員長（小西秀延君） 菅原代表監査。

○代表監査委員（菅原道幸君） 今回の事案について、町民に対して申しわけないという部分はありますけれども、ただ中身についてはもう少し精査してみないとどうのこうのと答える部分ではないのかなと、そういうふうに考えております。今後このようなことがないように進めていきたいなと思います。

○委員長（小西秀延君） それでは、これをもって一般会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前11時00分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

一般会計が終了いたしました。

次に、特別会計に入ります。国民健康保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書では163ページから179ページ、決算書は439ページから486ページです。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 国民健康保険事業特別会計、平成27年度の決算に当たりまして、これ全体のことについてお伺いしたいと思います。

まず、平成27年、昨年度の5月に国民健康保険が市町村から都道府県に移行するということになりました。法律ができ上がったのですけれども、それに向けて昨年度から進んでいると思うのですけれども、その進捗状況です。それと、北海道のほうで昨日報道にもちょっと載っていましたけれども、28年度第1回北海道国民健康保険運営協議会の開催を行っております。白老町では昨年度から、決まってから今までどのような進捗状況になっているのかというのが1つです。

2つ目、先日も私の質問の中でありましたけれども、特定健康診査の実施率、これが白老町は非常に低かったと。国の調査で平成26年度ですと全体で48.6%、かなりの差があると。平成30年に向けてそのあたりを白老町として目的はどの程度まで上げるつもりで昨年度から実施しているのか、

その辺。

2点お伺いします。

○委員長（小西秀延君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず、1点目の広域化の進捗状況という点で私のほうからちょっとお話しさせていただきます。

委員先ほどおっしゃったように、27年の5月に法律ができて、30年の4月から都道府県が保険者となって、都道府県が責任主体となった形で30年の4月から新たな制度がスタートするという形になります。それで、今までの状況なのですが、まずこれは国のほうから示されたものなのですが、進めていく中で各都道府県で国保運営方針をつくりなさいというようなことを去年言われております。それで、北海道のほうでは昨年運営方針の策定ワーキンググループというものを立ち上げて、これまで12回ほどそういうワーキンググループを開催しているというような状況になっています。その中で、新たに始まる制度の中で重要な部分、納付金の算定ルールとか、あるいは標準保険料率とか、そういうものをワーキンググループの中で検討していくという形になっていまして、今後來年の2月ぐらいまでこのワーキンググループ開催されまして、最終的に国保の運営方針、北海道の国民健康保険の運営方針の素案をつくるというような工程になっております。その中で、素案をつくりました後、北海道の国保運営協議会に諮問いたしまして、パブリックコメント等を求めた後、最終的には来年の7月ぐらいに北海道の国民健康保険運営方針が決定されるというような流れになっております。

あと、市町村のスケジュール感なのですが、まず今回9月補正で国保のほうのシステムの改修の部分で補正させていただきましたけれども、北海道のほうで国民健康保険事業の納付金とか標準保険料率、これの試算をするという形になりまして、そのためにシステムを改修するというような形で、今年9月中に改修終わりました、来月10月から新たな改修されたシステムを使いまして試算に必要なデータを町のほうで打ち出します。打ち出して、北海道のほうにデータを送るというような流れになっていまして、それを道で受けまして、一応仮算定ということで29年、来年3月ぐらいに仮算定した結果を各市町村に示すと、このときに各市町村の新たなといいますか、30年の4月からスタートする制度に対しての納付金とか標準保険料率が何種類かのシミュレーションで計算されて、大体の30年の4月からスタートする白老町がどのぐらいの納付額でどれぐらいの率になるというものが来年の3月ぐらいに、大まかですけれども、示されるというような流れになっていまして、いよいよ29年入りしましたら本算定という形になりまして、29年の5月から9月にかけて、また北海道のほうに白老町のデータを送ると、これは本算定用のデータを北海道に送ると。それを受けて、来年の10月ぐらいに北海道のほうで本算定のための納付金とか税率の算定をしまして、それが示されるのが大体来年の11月ぐらいというふうなスケジュールになっておりまして、それが最終的な30年の4月からの白老町の納付額あるいは標準税率が示されると。それを受けて、白老町のほうでは白老町の国保運営協議会等と検討、協議していくという形になりまして、それが決まれば条例改正、予算化というような形になってくるような状況です。

大まかな今後のスケジュールについては今言ったようなところなのですが、この工程が早まる場合もあるかなと思っております。いろいろな形で30年から新たな国保制度がスタートするのですが、

今るる説明しましたスケジュールの中で、議員さん方にもそういう場を設けて、新たな新制度の国保制度についてご説明する場を設けさせていただきたいと今考えておりますので、そのときはよろしく願いいたします。

私のほうからは1点目の進捗状況についてです。

○委員長（小西秀延君） 齊藤町民課主査。

○町民課主査（齊藤大輔君） 私のほうからは受診率の関係についてお答えしたいと思います。

平成26年度目標値が39%に対して27.5%ということ、それから平成27年度におきましては、まだ確定ではございませんが、目標値46%に對しまして32.1%と及んでいない状況ではございます。ただ、平成27年度から5歳刻みでの特定健診の自己負担の無料化や、あとデータ受領の町内医療機関への拡大ということで、着実に受診率を伸ばすことができるような対策をとってきております。今後これをさらに拡充しまして、平成30年度に向けて受診率を上げていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 特定健診の関係でございます。健康福祉課が実施部隊として実際動いている部分がございますので、私のほうからお答えしたいと思います。

今年度から未受診者の分析と効果的な勧奨といたしましてデータ分析を行いまして、例えば継続受診者とか、新規受診者に対しまして6種類の勧奨リーフレットをつくりながら勧奨に努めております。今後もうこういうことに努めていきながら、特定健診の受診率向上に努めていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 1答目のほうの今までのスケジュールのことは、よくわかりました。ただ、ほかの市町村ではもう既に町村単位である程度予測を立てて、議会と議論したり、町民に説明したりとか、もうしているところもあるのです。なぜそういうことするかというと、結局は特定健診の受診率ばかりではなくて、国民健康保険料だと思うのです。先日も話しましたがけれども、26年度の国民健康保険料、1人当たりの調定額、白老町は全123市町村の中で、123町村ですね、合併しているところもありますので、その保険の中で下から7番目、117位、これだけ安い保険料を払っているわけなのですけれども、広域化になってきますと当然保険料は上がってくると思うのです。最終的にはどの程度の保険料になるのかと、町民の方にとりか、市民の方に早くその情報を流して、値上げするなら値上げする、なぜそういうふうに値上げになるのかという情報を早目に出さないで、来年からいきなり年間3万円上がりましたよ、5万円上がりましたよなんてなったら払うほうも大変だと思うのです。ただでさえ白老町は国民健康保険料の収納率、下から5番目ですか、低いのです。そういう中で、大変な中で払っていらっしゃる方々にとっても、これはきちっと早目にしてやっていかなければいけないと思うのですけれども、その辺の考え方どうなのかなと1つ思います。

2点目は、特定健診の受診率上げることによりまして、先日も畑田課長おっしゃっていましたがけれども、ポイントが来ると。そういう部分で特定健診の受診率を上げていくということが大事だと思うのです。全国の調査しているのを見ますと、平成26年度の特定健康診査、特定保健指導の実

施についてということで、これ厚労省で出しているものなのですから、48.6%の方々が受診している中で、白老町が30%そこそこ。特に市町村のほうは低いのです。中くらいの白老町程度の市町村になってくると平成26年で36.8%ですから、非常にその中でも低い。その低いよりもさらに低い。この辺を改善していくために、昨年度頑張ったとおっしゃっていますが、先ほど言いましたけれども、具体的な目標に具体的にどういうふうに取り組んでいったらそういうふうになるとお考えなのでしょうか。今までやってきて、ちゃんとそこまで数字が上がらなかったというところの何か、失敗ではないのですけれども、課題があったというか、問題があったというか、そのところまではちょっと考え及ばなくて、ここの数字にいかなかった、そういう反省点があったら、ぜひお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず、広域化になった場合の白老町の国民健康保険税が上がるのか、下がるのかというようなことで、もう既にほかの市町村ではやっているところもあるというようなお話だったので、私も実際試算というのはやっていません。ある程度大まかな国のほうから示されているこういうふうな形になりますよというものは当然国のほうからもらっていますけれども、実際その計算をやっているかといったらやっていませんけれども、やっている市町村はどういう形でやっているのかもちょっとわからないのですが、私のほうではまず、先ほどもちょっとスケジュールの中で言いましたけれども、今月システムを改修しまして、来月にデータを北海道に送るという形で、それを北海道で受けて、各市町村の納付金とか保険税率の試算をするという形になってございます。そういう中で、最終的にそれ示されるのが、あくまでも試算というような形で、それが示されるのが先ほど言いましたように来年の3月という形になっております。それを受けまして、私どものほうである程度の目安というがわかるというような状況になっておりますので、そのときに上がるか下がるかというのはある程度見えるのかなというふうに考えています。現在のところ、上がる、下がる、どっちなのだというふうに言われますと、なかなか言明はできないのですが、ただ先ほど委員もおっしゃったように、白老町の場合は所得が低い、だけれども病院にかかっている医療水準は高いというような状況。医療水準が高ければ、当然保険税も上がるというような、単純に考えますと上がると。所得が低ければ、それなりに保険税は上げないでとどめるとような、そういうような考え方にもなってこようかと思っております。

ですから、うちのほうで言いますように、保険税算定するためには今言ったように所得、あとは医療費、あと北海道全体での分配というか、割り振りになりますので、市町村個々の保険者の数とか、そういうものを加味された中で新たな保険税率というのが示されてくるのでないかと思っております。ですので、保険税率につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、私どもとしても、道のほうから示されたら早い段階で、今の時点では白老町今より上がるか、下がるかという部分をわかった時点では議員さん方はもちろんですが、町民の方にも、その時点で町民の方にお知らせすべきかどうかはちょっと判断を迷いますけれども、議員の皆様方にはご説明させていただきたいとは思っております。

それと、2点目の特定健診の受診率のどういうふうにしたら上がっていくかという部分につきましてですけれども、前に一般質問の中でも西田議員おっしゃられていましたけれども、受診率が向

上するために一番いい方法は、戸別訪問と申しますか、未受診者のところに行って、戸別訪問という形をとれば今よりは当然上がるのかなというふうには思っています。ただ、現状を考えますと、それだけのスタッフがいるかということになりますけれども、なかなかそういう対応は今のところではきついのかなというふうな形に思っています。ただ、未受診者には電話、文書での勧奨は当然やっております。先ほどちょっと答弁もありましたけれども、5歳刻みでの無料化という部分も対策としてはやっております。ですので、健康福祉課のほうとも今後の受診率向上のために、3連携というふうな中でより向上させるために努力していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

そして、先ほど畑田課長にちょっと意地悪な質問しましたがけれども、もうちゃんとやっている市町村もある。そのとおりです。北海道ばかりではなくて、全国各地でそれぞれの都道府県が早くやっているところもあるのです。北海道は遅いのです。私先ほど言いましたよね、9月7日に報道機関に通知して、14日の日に第1回の北海道国民健康保険運営協議会、遅いのですよ、北海道自体が。ですから、畑田課長にはちょっとご迷惑でしょうけれども、実際に道がやっていること自体が遅いということを経験して、市町村のほうから一言指摘されているというふうな思いだけでいいと思います。畑田課長が遅いのではなくて、北海道自体が遅い。早いところはもうきちっとやっていますよということなのです。それだけ医療費というのは物すごい勢いでふえていって、今年度の予算31兆円超えましたね、来年度は32兆円って確かですよ。その中で消費税を10%に上げるか、上げないかという議論まで出ている中で、これは大事なことなので、道としても早目に方針を出していただいて、それぞれの市町村に負担のないようにぜひやっていただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ご意見としてよろしいですか。

○11番（西田祐子君） はい。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書181ページから183ページ、決算書は488ページから499ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、公共下水道事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書185ページから189ページ、決算書は501ページから520ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、学校給食特別会計全般について、主要施策等成果説明書191ページ、決算書は522ページから525ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、港湾機能施設整備事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書では193ページから194ページ、決算書は527ページから534ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、墓園造成事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書197ページから198ページ、決算書は536ページから541ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、介護保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書201ページから206ページ、決算書は543ページから578ページです。質疑があります方はどうぞ。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

休憩 午前 1 1 時 2 2 分

---

再開 午前 1 1 時 2 4 分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

5 番、吉田和子委員。

○5 番（吉田和子君） 介護保険制度について何点か質問いたします。

12年から介護保険制度がスタートして、27年度から第6期の計画を策定して、29年までの3年間を見込んでの介護保険事業計画が策定されました。3年間の事業計画ということで、介護保険料はその算定をし、計算をされたと思いますが、今までで最高の金額、これは全国全部一律上がっているのですが、保険料の納入等を含めてその影響、保険料が上がったことで緩和策もつくられて、支払いの収入に応じての段階も幅を広げられましたけれども、そういったことでの保険料が高くなったということでの影響というのは、27年度1年たちましたので、どのように捉えているか伺いたいと思います。

それと、もう一点、白老町は27年度も介護事業がいろいろ載っておりますけれども、介護予防、または見守り体制と強化策をいろいろされながら、地域の高齢者の中で予防ということをしっかりやっていく、また地域に出ていっての出張相談の設定もしたと、本当に積極的に町民とのかかわり、一人で悩まないように、困らないようにといういろんな手立てをしております。そういったことも含めて、介護保険制度が始まってずっと白老町は元気な高齢者が多いということで、保険料も全国、全道の平均を下回るという、介護給付の利用料が少ないということで、ずっと私もそういうことを言ってきましたけれども、現在27年になって高齢化率も40%を超えて、今の状況で全国、全道平均の中ではどうなのかなということを伺いたいと思います。

それと、もう一点、これ私がかもししたら勘違いしているかもしれませんが。決算状況の中で歳入歳出合計の差額があります。その中で4,611万7,203円の歳入と歳出の差額があって、その中で4,611万7,203円を基金積立金を2,557万2,090円で、あとのものは翌年度への繰り越しというふうに

なっています、2,000万円ちょっと。これは、3年間を見積もっての保険料の設定であり、事業の設定だったというふうに思うのですが、いつも2,000万円ぐらい年度繰り越しになっていたかなとちょっと思ったのですけれども、その辺の要因をどのように捉えているか伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） まず、介護保険料の関係でございますけれども、第6期の始まった中で中間的な状況でございますけれども、今回第6期での介護保険料の基準額の引き上げに対しての影響でございますが、介護保険料の低所得者の部分の軽減も含めまして、今現在収納率等にも特に影響はないという考えでございます

また、もう一点の介護予防等々の取り組みの中で元気な高齢者が多いという状況で……済みません、内容的にどんな。

〔「介護のサービスの利用金額、平均額が全道、全国より低いということだったですね。私ずっと見たのだけれども、載っていない。白老町の部分の保険料とかサービスの給付とかは載っているのですけれども、決算なので、全国、全道平均よりも低い状況が続いているかどうか確認をしたかったのです」と呼ぶ者あり〕

○高齢者介護課長（田尻康子君） わかりました。ちょっとお待ちください。

白老町と同規模と比較しますと、白老町の場合施設が充実しているということの影響があるせいか、1人当たりの給付費が高い状況でございます。これ平均なのですけれども、平均に比べて高目でございます。

最後のところの決算剰余金、その部分の基金の積み立ての関係でございますけれども、当初3年間給付費を施設、在宅系全て含めて見込んでいた中の介護計画は立ててはいるのですけれども、なかなかその年度によって利用状況が影響があるということもありまして、それで残額がこういった金額になってございます。また、その部分の基金に当然積み立てるわけなのですが、第7期のときの介護保険料に対して今後積み立て額に応じて軽減するように持っていきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。施設が充実したというのは、第5期ぐらいでかなり施設等ができたというのがありますので、そういった面ではこういったことに影響するのかなというふうに思っていますので、充実されたということでは介護を受ける方々が安心をして介護を受けられるということにはなるとは思いますが、それは了解いたしました。

今のお話の中で3年間の見込みですので、歳入と歳出の差額が思った以上にあったということではないかというふうに思うのですが、これは計画を立てる3年間のサービスの見込みを見てやるものですから、増減があるのは当然だというふうに思うのですが、ただそれが保険料にはね返ってきていることにかかわりますので、もちろんまたそれが3年たって見直しのときにはね返るのですけれども、この高いときに払っている方もいらっしやって、3年後にはいらっしやらない方もいらっしやる。そんなこと言ったらあれですけれども、そんなことはだめなのかな。毎月払うということですので、やっぱり大変ではないかというふうに思っていますので、こういった見込み、難しいことだ

と思うのです。どういうふうになるかわからない中での見込みですので、ただ施設等は見込みがつきますので、その差額が余り出ないような、保険料の負担が少しでもかからないような体制づくりを今後また計画をつくる際に、来年度からまたその次の第7期に向かっていくと思いますけれども、27年の決算を捉えながら、状況がどうだったのかということをもた把握をしながらしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、さっきの第7期の計画つくるときに、保険料には基金の部分は還元していくということですので、それはしっかりと残った分は積み立てをして、これ町村によっては足りないというところもあるわけですから、多いからいいということではないと思うのですけれども、使わなくて多かった分はいいと思いますので、しっかりと還元できるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、ちょっと気になったのですが、普通徴収と特別徴収ありますよね、普通徴収というのは個人で自分で支払う方だと思うのです。特別徴収は、年金等から引かれている方だと思うのですが、この金額を見たときに、収納率を見たときに、27年度で86.4%、普通徴収の方が、それで特別徴収の方が100%だと、もちろんそうですよね。年金から引かれてしまいますから。個人の都合でこういった方法を選ぶということにはなっておりますけれども、年金のない方もいらっしゃると思いますし、そういうことを含めて普通徴収をしている方の対応というのは今後努めていかなければならないのかなというふうに思うのです。町民の方々から出る声は、保険料を年金からばんばん引かれていきますと、100歳になっても一回も介護保険のお世話になっていないのだと、そして積んで、積んで、でもこれはともに助け合う制度で保険と同じだからという説明もするのですけれども、私もちょっと同調するところがあるのです。健康に気を使って使わないで済んでいる。だから、そういうことからいくと、特別徴収は100%引かれてしまうのだけれども、普通徴収は個人の都合もあると思うのですけれども、なかなか収納率が上がらないということは、これは町民の方は知らないと思いますけれども、もしこういうことがわかっていくと、気持ち的にはみんな同じ大変な中で払っているというのがあると思いますので、普通徴収の対応をもう少し考えていくべきかなというふうに思いましたので、その考えを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 最後のほうの質問でございますけれども、確かに普通徴収の方の収納率はなかなか上がらないという部分は、滞納している方の特徴といたしましてはほかの税金もやはり滞納している形が多い状況でございます。また、こちらとしましては、そういった場合についてなかなか納めていただくのは難しい方に対しましては分割という形で、ご本人とご相談した上で払いやすいような状況で相談させていただいているところでございます。

また、第7期の介護保険料のなるべく基準額をちょっと低目にするというところにつきましては、今国のほうでは新しい総合事業という形で、要支援者の方の訪問介護、通所介護が地域支援事業費のところに移行するというところで、そこら辺は給付費をある一定に押さえるという仕組みを今後こちらのほうとしても考えていかなければならないというところがあるのですけれども、ただ要支援1、2の方の介護サービスのお考え、特にヘルパーさんをお使いになる方々のお考えは、介護保険制度というのはもともとご本人の自立を支援するという精神がございますので、そのあたりは権

利主張されて、ヘルパーさんを家政婦がわりにお使いになる方もいらっしゃるため、今後そこら辺も皆さんにご理解していただいた上で、その部分の抑制だとか、または今後インフォーマルサービス、保険外サービスの開拓等々で給付費を適正的なサービスに使うような仕組みを考えていかなければならないというふうを考えております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 第7期の計画については、今介護保険制度が揺れに揺れ、動きに動いている状況なので、それはまた何かのときに質問するような形になると思いますけれども、今回は普通徴収の方というのは滞納しているということですよ、この86%。だから、今課長がおっしゃったように分割でもということは、国民健康保険の場合は資格証明とかいろんな形の方法がありますけれども、介護保険制度はそういうのはありませんよね、ですからもし滞納していたら介護保険は受けられないというのが条件になっているはずなのです。だけれども、それは極力なくしてほしいという私も願いがありますので、払えないのは払えない事情があるということですので、分割にして介護保険を払った形にして介護が受けられるということの対応をしていると思いますけれども、不公平感をなくするためには努力してもらい、収納に努力をしてもらうということが大変重要なことかなと思いますので、そういったことも含めて第7期計画の中でも十分検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 介護サービス、介護保険のサービスを使う場合に、まず介護保険料をお支払いしていただくことが前提になります。介護保険制度はペナルティーという部分もございまして、そこら辺をもし滞納している方がサービスを使うような状況になったときには、こちらとしては、わずかでもいいですから、分割してお支払いしていただいた中でサービスを使っただくような対応をとっております。また、第7期に向けて、そのあたりも含めまして今後、来年度になりますけれども、検討する考えでございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、特別養護老人ホーム事業特別会計全般についてであります。主要施策等成果説明書209ページから210ページ、決算書は580ページから587ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、介護老人保健施設事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書213ページから214ページ、決算書は589ページから604ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計の決算に関する質疑が終わりましたが、特別会計の全般において特に質疑漏れがあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって特別会計における決算審査の質疑を終了いたします。

次に、決算書の606ページからの実質収支に関する調書、609ページからの財産に関する調書並びに主要施策等成果説明書1ページ、2ページの平成27年度各会計歳入歳出決算額調べについてお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計及び特別会計の質疑が全て終わりました。

認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算認定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長（小西秀延君） 反対、7番、森哲也委員。賛成10、反対1です。

よって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

---

### ◎認定第2号 平成27年度白老町水道会計決算認定について

○委員長（小西秀延君） 認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定についてを議題に供します。別冊の決算書をお開きください。白老町水道事業決算について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

認定第2号 平成27年度白老町水道事業会計決算認定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定しました。

◎認定第3号 平成27年度白老町国民健康保険病院事業会計  
決算認定について

○委員長（小西秀延君） 認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。白老町立国民健康保険病院事業会計決算の質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 病院について、改築についてはいろいろ一般質問等で議論してはいますが、これまで病院会計について若干質問していませんので、お聞きしたいと思います。

それで、病院事業報告書を踏まえての質問ですので、まず病院の経営改善に努力しているということは、これについては評価に値するかなと思いますけれども、だけれども経営は結果責任ですので、それについてちょっとお伺いします。それで、ここに監査委員の資料もついているのですけれども、監査委員の資料は非常に参考になりますし、数字読む上でも非常にいい資料かなと、こう思います。そういうことで、もとにして何点か質問しますけれども、まず患者数の推移なのだけれども、外来患者が外科については努力の跡はあるかもしれわかりませんが、ずっと患者数減っているのです。これは、言葉がいいかどうかは別として、外来に来るということは1つ病院の信頼度もあるのかなと、こう思いますけれども、過去の病院が悪化した、そういう状況に何か戻りつつあるのかなと思いますけれども、まず1つとして、入院患者はこれカバーしていますけれども、これはあえて言わなくてもある程度わかりますけれども、やっぱり一番大事なのは外来を町民がどういうふうにご利用しているかという部分で、ここ減ってきていますけれども、これらの要因とこれらが減っていくことによって病院収益にどのように影響があるかという部分。

もう一点は、監査委員の比較損益計算書を見ていますけれども、結果的に改善はしていると言っていますけれども、27年度は26年度より2,000万円、繰り出しというのかな、繰り入れを多く受けているのです。それで、結果的には26と27比べても5,000万円ほど純利益落ちています。これは7,500万円の関係はありますけれども、大体同じかなと思うのですけれども、監査委員の審査結果でも、患者数は前年よりさらに減少していると、そして当期利益は確保していると言っていますけれども、この後は私の意見ですけれども、こういう数字から見ても、経営改善はしていると言うけれども、数字で27年度直近見ると非常に危険水域にまた入りつつあると思うのですけれども、その部分をどのような経営分析をしているのか、そして今28年度ですけれども、どのような改善をしてもう一度収益向上に向けていくということをしているかという部分についてお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず、今いただきました外来患者数の数字が落ちているという数字なのだけれども、ちなみに26年度につきましては内科が79.3人、外科が38.0人です。そして、小児科が6.2人で計123.5人という1日平均患者の推移でございました。27年度につきましては、内科が81.4人、外科が34.3人、そして小児科が7.5人と、それで計123.2人の推移でございます。それで、ちなみに28年の8月現在までの数字といたしましては、内科が79.6人、外科が37.1人、小児科が5.7人

で、今の現状といたしましては122.4人という推移になってございます。その中で、外科の患者が落ちてきているというのは確かにございます。というのは、常勤の医師の確保に至っていないというのが1つあると思います。今皆さんご承知のとおり、当時の院長先生が月曜日から水曜日まで一応嘱託の医者としていただいています。そして、あと木曜日と金曜日につきましては嘱託の先生と、水曜日の午後に外科の整形の先生の出張をいただいているというところで、1つといたしましてはやはり外科系の常勤医師の確保に至っていないという体制が患者数の減になっている一つと考えてございます。今後外科の常勤の先生につきましては、確保に向けて努力という形で進めているところなのですが、現状ではなかなか常勤の先生はまだ確保していないという状況でございます。そして、収益的にも外科の収益につきましては、26年と27年との差でもやはり189万円ぐらい収益が減少している現状でございます。ということで、新しいところといたしましては、皆さんご承知のとおり皮膚科の先生が第2、第4の火曜日午後診療いただいています、現状どうしても外科系の一環の先生ということで診ていただいています、その中でも皮膚科の先生につきましては平均42名という患者をいただいております、確かにちょっとふえてきているところではございます。

続きまして、繰出金の関係でございます。27年度の一般会計の繰入金なのですが、当初2億7,923万円でございます、出納閉鎖時に一応決算見込みを立てまして、経営改善計画の中で経常利益を1,597万3,000円以上とする見込みであったところでございます。その中で、不良債務解消できるということと、前年度同様不採算地区の病院運営経費という項目の中から400万円を戻した形になってございます。そういう中で、決算額につきましては2億7,523万円となってございまして、経営改善計画上も約956万円の改善効果とはなってございます。繰出金の改善効果。それで、委員からも言われましたように、確かに27年につきましては不採算地区のところ約2,000万円ぐらい繰出金を多くいただいている経緯でございます。それにつきましては、過去にもご説明したと思うのですが、過去においては特別損失の計上がございまして、それが純利益として計上できたのですが、これが特別損益がなくなったということで経常利益が純利益相当額になるということでございますので、それで財政上厳しいところを経常利益を出して純利益相当額を改善計画どおり出すということで、当時2,000万円ぐらい多くいただいたという経緯があると思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 答弁についてはわかりました。結果的に何を改善して、2,000万円の繰り出し結果的に出ていますよね、本来は減っていかなければいけないのですよ、経営改善計画でいけば。その2点についてもう一度簡潔に検証した答弁をお願いします。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 委員からもご指摘いただきましたように、外来の患者さんを経営改善計画では125名以上という目標値を立ててございます。そのあたり目標値を一つ、何とでも125名以上の外来患者数を確保するということが必要になると思う。それに対して努力というものが必要だと思います。それと、入院収益でかなり病院の経営が左右されますので、入院収益につきましても経営改善計画で掲げております30名以上という入院患者数を確保するというところで、病院の入院収益、外来収益及び検診収益だとか、予防接種の公衆衛生活動収益と言うのですが、それとあとも、そちらも含めた医業収益の増収対策というのが必要だと考えてございます。それとあと、

できる限り病院として自助努力の中で経費の削減、そういうものをするによりまして病院の実質的な赤字額を少なくすると、そういうことが一番大切になってくると考えてございます。そういう中で、一般会計の繰入金、それについてもできる限り、今年度についても400万円程度あったのですけれども、何とかそういうところで戻入していくという形の病院の全体での努力が必要かと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑はございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結します。  
採決いたします。

認定第3号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。  
よって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 1時05分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

- 
- ◎報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について  
報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について  
報告第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

○委員長（小西秀延君） 次に、報告第3号 平成27年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 平成27年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上3件を一括議題に供します。

本件に質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第3号、報告第4号及び報告第5号は、報告済みとすべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号、報告第4号及び報告第5号は報告済みとすべきものと決定いたしました。

---

#### ◎審査結果報告書作成の議決

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして本委員会に付託された全ての議案の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 閉会に当たって、本委員会に付託された議案の審査に当たり、皆様のご協力をいただきまして、スケジュールより若干早く審査を終えることができました。改めて皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございます。委員長の任を解かせていただきます。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 1時07分）